

# 保険・年金 フォーカス

## 欧州保険会社が 2021 年の SFCR(ソルベンシー財務状況報告書)を公表(1) —全体的な状況報告—

保険研究部 研究理事 中村 亮一  
TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryyoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryyoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

欧州の保険会社各社が 4 月から 5 月にかけて、単体及びグループベースの SFCR (Solvency and Financial Condition Report : ソルベンシー財務状況報告書) を公表している。これは、2016 年にソルベンシー II 制度が導入されて以来、6 回目となる対外公表されるソルベンシーと財務状況に関する詳細な報告書となっている。

これらの報告書については、これまでの 6 年間も保険年金フォーカス等で報告してきた。例えば 2020 年の SFCR については、保険年金フォーカス「[欧州保険会社が 2020 年の SFCR \(ソルベンシー財務状況報告書\) を公表\(1\)～\(5\)](#)」(2021.6.24～2021.7.21) 及び基礎研レポート「[欧州保険会社の内部モデルの適用状況（標準式との差異）－2020 年の SFCR \(ソルベンシー財務状況報告書\) からのリスクカテゴリ毎の標準式との差異説明の報告－](#)」(2021.7.27) (以下、「以前のレポート」と呼ぶ) で報告した。

今後複数回のレポートで、AXA、Allianz、Generali、Aviva 及び Aegon の欧州大手保険グループ 5 社が公表した 2021 年の SFCR について、報告していく。まずは、今回のレポートでは、SFCR の全体的な状況について報告する。次回以降のレポートで、欧州大手保険グループの SFCR から一部の項目（長期保証措置と移行措置の適用による影響、内部モデルと標準式の差異等）を抜粋して報告する。

### 2—SFCR(ソルベンシー財務状況報告書)とは

#### 1 | SFCR とは

SFCR は、ソルベンシー II 制度の下で、パブリック・ディスクロージャー資料として、一般に公開される資料であり、まさに、ソルベンシーと財務状況についての詳細な内容をまとめた報告書である。

#### 2 | SFCR の内容

SFCR の内容や構造については、ソルベンシー II 指令 2009/138/EC の第 51 条～第 56 条、委任規則(EU) 2015/35 の第 290 条～第 298 条等に規定されている。

これによれば、SFCR の項目は、以下の通りとなっており、

- A.ビジネスとパフォーマンス、
- B.ガバナンス制度、
- C.リスクプロファイル
- D.ソルベンシー目的のための評価、E.資本管理

に関する記述が求められる。

SFCR では、これらの項目に関する定性的かつ定量的な情報が記載される。また、記載内容については、①年度末の状況と前期間と比較しての重要な変化の分析、②評価についてはソルベンシー II ベース、いくつかの要素については財務諸表ベース、③資産、技術的準備金やその他の負債の価額に関しての重要な差異の説明、等が含まれている。なお、構造や最低限の内容以外の説明部分についてはフリーフォーマットとなっている。

## A.事業と実績

- A.1 事業
- A.2 引受業績
- A.3 投資実績
- A.4 その他の活動の実績
- A.5 その他の中間報告

## B.ガバナンス態勢

- B.1 ガバナンス態勢に関する一般的な情報
- B.2 適合・適切要件
- B.3 リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）を含むリスク管理態勢
- B.4 内部統制体制
- B.5 内部監査機能
- B.6 保険数理機能
- B.7 アウトソーシング
- B.8 その他の中間報告

## C.リスクプロファイル

- C.1 引受リスク
- C.2 市場リスク
- C.3 信用リスク
- C.4 流動性リスク
- C.5 オペレーションナルリスク
- C.6 その他の中間報告
- C.7 その他の中間報告

## D.ソルベンシー目的のための評価

- D.1 資産
- D.2 技術的準備金
- D.3 その他の中間報告

D.4 評価のための代替的手法

D.5 その他の情報

E.資本管理

E.1 自己資本

E.2 ソルベンシー資本要件 (SCR) 及び最低資本要件 (MCR)

E.3 ソルベンシー資本要件 (SCR) 計算におけるデュレーションベースの株式リスクサブモジュール (DBER) の使用

E.4 標準式と使用された内部モデルとの差異

E.5 最低資本要件 (MCR) の不遵守とソルベンシー資本要件 (SCR) の不遵守

E.6 その他の情報

こうした SFCR の内容に関して、監督当局が（再）保険会社に期待することのさらなる詳細については、EIOPA がガイドライン<sup>1</sup>を公表している。

また、SFCR とともに公表される「ソルベンシー II 年次定量的報告テンプレート (Solvency II annual quantitative reporting templates : QRTs)」については、EIOPA が ITS (Implementing Technical Standards) で規定しているが、以下の項目に関する情報を特定するものとなっている。

S.02.01.02 貸借対照表

S.05.01.02 事業毎の保険料、保険金請求及び事業費

S.05.02.01 国毎の保険料、保険金請求及び事業費

S.22.01.22 長期保証措置及び移行措置の影響

S.23.01.22 自己資本

S.25.02.22 ソルベンシー資本要件

S.32.01.22 グループの範囲にある会社

なお、SFCR においては、これらの内容に加えて、各社毎に異なっているが、

独立監査人報告書

取締役の責任の声明

等が附属資料として添付されている。

### 3 | SFCR の開示

EU 指令対象の（再）保険会社は、毎年、SFCR（単体の SFCR 及びグループ SFCR（グループレベル又はシングル SFCR））を開示しなければならない。SFCR は AMSB（administrative,

<sup>1</sup> 「報告と公衆開示に関するガイドライン」(EIOPA-BoS-15/109EN)（このガイドラインは、SFCR だけでなく、RSR (Regular Supervisory Report : 定期監督報告) についても含まれている）

[https://eiopa.europa.eu/GuidelinesSII/EIOPA\\_EN\\_Public\\_Disclosure\\_GL.pdf#search=%27solvency%27](https://eiopa.europa.eu/GuidelinesSII/EIOPA_EN_Public_Disclosure_GL.pdf#search=%27solvency%27)

management or supervisory body : 管理・経営・監督機関) による承認が必要で、承認後に公表できる。なお、比例原則が適用される。

単体の SFCR については、欧州経済地域（EEA）に本拠を置く会社について求められる。

一定の状況下では特定の情報を開示しないことも認められる。他の法的ないしは規制要件に基づいて行われた公衆開示を利用するにも認められる。さらには、追加的にボランタリー・ベースでソルベンシーと財務状況に関する情報や説明を開示することもできる。開示された情報に大きな影響を与える重要な進展が見られた場合には情報の更新を行う必要がある。

#### 4 | SFCR の開示スケジュール

ソルベンシー IIにおいて求められる SFCR 等の報告書の監督当局等への提出・開示スケジュールについては、報告書の作成に大変な労力と時間を要することから、準備期間を考慮して、数年かけて段階的に本来的な期限へと早期化が図られてきた。

具体的には、SFCR について、単体ベースでは 2016 年の 20 週間以内から、2019 年の 14 週間以内へ、グループベースでは 2016 年の 26 週間以内から、2019 年の 20 週間以内へと短縮されていくことになっていた。なお、SFCR については、パブリック・ディスクロージャー資料として、一般に公開される報告となっている。

この結果として、2019 年の SFCR については、単体が 2020 年 4 月 8 日、グループが 2020 年 5 月 20 日と、本来的なスケジュールに基づいた公表が行われていくこととなっていた。ところが、COVID-19（新型コロナウイルス）の感染拡大を受けて、保険年金フォーカス「[新型コロナウイルスの感染拡大を受けての監督報告と公衆開示の締切りに関する EIOPA の対応—四半期報告や SFCR 等](#)」（2020.5.7）で報告したように、一部の資料を除いて、単体及びグループの SFCR の提出について 8 週間の延期が認められることとなった。

ただし、2020 年以降の SFCR については、このような特別な取扱いは行われていない。

### 3—2021 年の SFCR の全体的な状況

2—2 | 述べたように、SFCR の記載項目等は法令等で規定されているが、さらに EIOPA は監督当局が期待するものについてのガイドラインを公表している。ただし、SFCR の詳細な内容については各社の裁量に委ねられた形になっており、実際の SFCR の記載内容等も各社各様となっている。

この章では、2021 年の SFCR の全体的な状況について、過去の SFCR との比較を含めて、欧州大手保険グループ 5 社（AXA、Allianz、Generali、Aviva、Aegon）の SFCR に基づいて、報告する。

#### 1 | 公表時期（単体及びグループの SFCR）

欧州大手保険グループについては、グループ SFCR の公表について、例えば、AXA が 5 月 20 日、Allianz が 5 月 20 日、Generali が 4 月 7 日、Aegon は 5 月 3 日に公表している。

## 欧州大手保険グループ5社のグループSFCR(2021年)

	AXA	Allianz	Generali	Aviva	Aegon
ボリューム(本体ページ数)	62	117	119	78	122
ボリューム(附属ページ数)	4	1	12	45	10
ボリューム(QTRs)	EXCEL	110	16		28
SFCRの言語	仏語、英語	独語、英語	伊語、英語	英語	英語
QRTsの取扱	別途資料	附属資料	附属資料	附属資料	別途資料
監査報告書の添付	○	×	○	○	×

(※)ボリュームは英語版のケース、ページ数はあくまでも概算の参考数値

### 2 | ボリューム（ページ数）

SFCR のボリューム（ページ数）については、附属資料等を除いた本体部分だけで、欧州大手保険グループ5社のグループSFCRだけをみても、概ね60ページから120ページ程度とかなり幅のあるものとなっている。その他の会社では20ページに満たない会社もある。もちろん各社の会社構造等の違いもあることから、外形的なボリュームだけに基づいて、SFCRの内容の評価はできない。さらには各ページにおける記述密度も会社によって異なっている。従って、ページ数よりも記載内容がより重要であることは言うまでもない。

なお、過去のSFCRとの本体ページ数の比較では、2016年から2017年にかけては、会社によつては大きな変化があったが、2017年以降は各社ともあまり大きくは変わっておらず、その意味では各社における記載内容等の様式が定着してきている。

### 3 | 使用言語

グループSFCRで使用される言語については、委任規則(EU)2015/35の第360条に規定されている。

これによると、その第1項で「保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社は、グループSFCRをグループ監督当局が定めた言語で開示するものとする。」と規定されている。ただし、第2項において「監督カレッジが複数の加盟国の監督当局から構成されている場合、グループの監督当局は、関連する監督当局及び当該グループと協議した後、保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社に対して、監督カレッジでの合意により、第1項に言及された報告書を、関係する他の監督当局によって最も一般的に理解される別の言語で開示することを要求できる。」としている。さらに、第3項において、「保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社の保険及び再保険子会社のいずれかが、その公用語が第1項及び第2項の適用によってグループSFCRを開示している言語と異なる加盟国に本店を有する場合、保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社は、当該報告書の要約を当該加盟国の公用語に翻訳しなければならない。」と規定されている。

これらの規定に基づいて、例えば、欧州大手保険グループ5社は、そのグループSFCRについて、基本的には自国語版や英語版を作成している。さらに、グループSFCRの要約について、保険子会社が存在する加盟国の公用語に翻訳したバージョンを公表している。

一方で、単体のSFCRについては、基本的には当該単体の管轄地域の言語だけの対応となっている。ただし、欧州大手保険グループ5社については、一部の主要単体会社や本拠所在地が主要国でない単体子会社等についても、SFCRを英語で作成しているケースもある。

具体的な各社の状況として、例えば以下の通りとなっている。

Allianz はグループの Web サイトで、グループの構成会社のうちの 13 の単体の SFCR を公表しているが、そのうちの 2 社 (Allianz Insurance plc (英国) と Allianz Trade (以前の Euler Hermes) (フランス)) のみが英語版となっている。英語圏以外では、フランスの子会社のみが自国以外の言語の英語で作成していることになり、その他は子会社の監督当局の本拠地の国の言語のみで作成されている。従って、主要な単体保険会社である Allianz SE についてもドイツ語版のみとなっている。また、要約版については、英語・ドイツ語圏以外で、子会社が本店を置く EU 加盟 13 カ国の公用語で作成しているが、それぞれ 2 ページ程度の内容である。

Generali は Web サイトで 17 の単体の SFCR を公表している。2016 年においては、Ceská pojištovna A.S. (チェコ) が英語で作成されていたが、2017 年以降は当該会社を含めて、管轄地域の言語でのみ作成されている。また、実質的に親会社に相当する単体の Assicurazioni Generali S.p.A. について、2018 年まではイタリア語版だけでなく、英語版も作成していたが、2019 年からはイタリア語版のみとなっている。また、要約版については、英語とイタリア語以外では、子会社が本店を置く EU 加盟 13 カ国の公用語で作成しているが、Allianz とは異なり、それぞれ図表を含めて 6 ページ程度の紙面を費やしている。

AXA の場合、要約版について、英語・フランス語圏以外で、子会社が本店を置く全ての EU 加盟 5 カ国の公用語で作成しているが、それぞれ 1 ページの内容である。

Aegon の場合、要約版はオランダ語のみで 8 ページ程度となっている。

グループ会社において、その構成会社である全ての単体の SFCR が当該単体の管轄地域の言語で作成されているというわけでもないが、当該市場において一定の市場シェアを有する会社の場合には、当該監督当局から、当該国の言語で作成することを要請されることになっており、こうした傾向が反映されている。

#### 4 | QRTs の取扱

ソルベンシー II 年次定量的報告テンプレート (年次 QRTs) の報告については、SFCR の附属資料としている会社と別途資料としている会社がある。

年次 QRTs は、SFCR に提示された情報を補完し、2—2 | で述べたように、国別や事業別の貸借対照表項目、保険料、保険金請求及び事業費、技術的準備金、自己資本及びソルベンシー資本要件の金額、長期保証措置と移行措置の適用による影響等を明らかにしている表で構成されている。

#### 5 | 独立監査人による監査報告書

SFCR については、監査を強制されているわけではない。ただし、EIOPA は監査を推奨し、いくつかの国の監督当局は監査の必要性を強く主張している。EIOPA は、ソルベンシー II レビューの最終勧告の中で、最低限の監査又は同様の要件の導入を提案し、これを受け、欧州委員会は 2021 年 9 月のソルベンシー II レビューに関する提案の中で、単体の SFCR に対する監査要件の導入を提案している。

こうした状況下で、今回の SFCR での欧州大手保険グループ 5 社の対応は分かれている。具体的には、AXA、Generali、Aviva については、独立監査人による監査報告書 (例えば、Generali は

KPMG による 8 ページの監査報告書) を SFCR の附属資料として添付しているが、Allianz と Aegon の SFCR には添付されておらず、Aegon は SFCR で開示された情報については、監査対象外である旨の記載を行っている。こうした状況は前年度までと同様である。

独立監査人による監査を、品質管理の一環として利用するとのスタンスを有している会社もあれば、重要かつ堅実な社内レビューを通じてチェックを行っているとのスタンスの会社もある。

監査を行う場合、監査が困難又は不可能な技術的な手法等の使用が制約を受けるとともに、説明のために内部情報の開示の必要性が高まることになる。

## 6 | その他

SFCR は、その趣旨からして、できる限り保険契約者や投資家等が理解できるものを提供していくことが求められている。こうした観点から、多くの会社が、用語集を付け加えて、複雑な専門用語の説明を行っている。さらには、テキストや図表を積極的に使用して、読者にわかりやすいものを目指している会社もある。ただし、補足的な情報や解説については、限定的で、基本的な要件だけを満たしている会社が多い。

## 4—ソルベンシー II レビューにおける SFCR 改正の動き

さて、こうした SFCR に対しては、各国の保険監督当局や保険業界団体等の利害関係者から様々な意見が述べられてきたことから、EIOPA は 2020 年 12 月のソルベンシー II のレビューに関する勧告の中で、SFCR についていくつかの見直しを提案し、これを受けて、欧州委員会は 2021 年 9 月のソルベンシー II レビューに関する提案の中で、SFCR に関して、例えば以下の内容を提案している。

- ・SFCR の構造を変更し、保険契約者と受益者向けの情報から構成される部分と他の市場参加者向けの情報から構成される部分の 2 つに分ける。
- ・保険契約者と受益者向けの情報は、(a) 事業の説明と事業の実績、(b) 資本管理と事業のリスクプロファイルの簡単な説明
- ・他の市場参加者向けの情報は、(a) ガバナンス態勢の説明、(b) 資産、技術的準備金及びその他の負債について、それらの評価に使用されるベース及び方法の説明、(c) 資本管理及びリスクプロファイルの説明 ((i) 自己資本の構造と金額及びそれらの質、(ii) ソルベンシー資本要件及び最低資本要件の金額、(iii) EU の金融システムの安定性に関する情報、(iv) ソルベンシー資本要件の計算に使用される第 304 条に定められたオプション、(v) 標準式の基礎となる前提とソルベンシー資本要件の計算のために事業者が使用する内部モデルの前提との主な違いを適切に理解できるようにする情報、(vi) 報告期間中の最低自己資本要件の不遵守又はソルベンシー資本要件の重大な不遵守の金額、その原因と結果の説明及び取られた是正措置)
- ・マッチング調整が適用される場合、上記の (b)、(c) (i) 及び (c) (ii) で言及されている説明は、マッチング調整及びマッチング調整が適用される債務と割り当てられた資産のポートフォリオ、及びマッチング調整のゼロへの変更が会社の財政状態に与える影響の定量化の記述を含まなければな

らない。

- ・ボラティリティ調整が会社によって使用されているかどうかに関する記述、及びボラティリティ調整を使用する場合は、(a) ボラティリティ調整のゼロへの変更が会社の財政状態に与える影響の定量化、(b) 関連する通貨ごと又は該当する場合は国ごとに、計算されたボラティリティ調整、及び保険又は再保険債務の対応する最良見積り

## 5—まとめ

以上、今回のレポートでは、作成及び公開 6 年目となる 2021 年の SFCR の全体的な状況について報告してきた。

次回以降のレポートで、欧州大手保険グループ各社の 2021 年の SFCR から一部の項目（長期保証措置と移行措置の適用による影響、内部モデルと標準式の差異等）を抜粋して報告する。

以 上